

事 務 連 絡  
平成 24 年 10 月 29 日

各都道府県  
住民基本台帳等担当課 御中

総務省自治行政局  
外国人住民基本台帳室

### 外国人住民に係る住民基本台帳事務の取扱いについて

平成 24 年 7 月 9 日より、外国人住民も住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）の適用対象となりましたが、外国人住民に係る住民基本台帳事務に関する取扱いについて、下記のとおり質疑応答をとりまとめました。

貴課におかれましては、この内容を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知くださるようお願いいたします。

### 記

（問 1）外国人住民が転出届を行った後、氏名や在留資格の変更、在留期間の更新を行ったこと等により、転出証明書に記載された内容と転入届に記載された内容が異なっている場合、在留カード等（特別永住者証明書、仮滞在許可書、一時庇護許可書、在留カード又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含む。）の記載を確認して、住民票に記載してもよいか。

（答）お見込みのとおり。

（問 2）外国人住民による国外からの転入の際に、後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券の提示があり、当該旅券の氏名に、カンマ、ピリオド、ハイフンが記載されている場合、住民票の氏名の記載はどのようにすべきか。

（答）当該旅券に記載された氏名の記号については、法務省において後日交付される在留カードにおいては空欄にして記載されることとなるため、住民票の氏名においても、同様に取扱うことが適当である。

（問 3）再入国許可を得て出国した外国人住民が、国外に住所を移したにもかかわらず、転出届をしなかった場合において、当該外国人住民が日本国内に再入国し、出国前の住所地市町村以外の市町村に転入するとき、どのように取扱えばよいか。

（答）転入先市町村においては、法第 30 条の 46 の規定に基づく届出を受理し、出国前の住所地市町村に、届出があった旨を連絡することが適当である。また、連絡を受けた

出国前の住所地市町村においては、住民票を職権で消除することが適当である。

(問4) 通称の記載を求める申出について、親や身分行為の相手方の氏と本名と異なる名を組み合わせた呼称の申出を行う場合、当該本名と異なる名の部分について、国内における社会生活上通用していることの確認が必要となるか。

(答) 親や身分行為の相手方の氏(親や身分行為の相手方が外国人住民である場合の通称の氏を含む。)を使用した通称をはじめて申し出の場合においては、当該氏の確認を行ったのであれば、名に当たる部分については、別途国内における社会生活上通用していることの確認を行う必要はない。

なお、このようにして一度住民票に通称が記載された後に、当該通称を住民票から削除し、名に当たる部分を変更した新たな呼称の記載を申し出の場合においては、当該呼称が国内における社会生活上通用していることが客観的に明らかとなる資料を提示することが必要である(住民基本台帳事務処理要領第2-2-(2)-コ)。

(問5) 出生による経過滞在者に該当する外国人住民に係る住民票の作成方法如何。

(答) 原則として、出生届又は法第9条第2項の規定による通知に基づき、職権で住民票を作成する(住民基本台帳法施行令第12条第2項第1号)。記載事項について留意すべき取扱いは、以下のとおり。なお、各々の記載事項について、後日法務大臣からの通知がなされた場合には、同通知に基づき職権で住民票の記載の修正を行う(住民基本台帳事務処理要領第2-2-(2)-ア-(キ))。

① 氏名

出生届に付記されているローマ字表記の氏名を記載する。ただし、ローマ字表記の氏名の付記がない場合、出生届に記載されたカタカナ又は漢字による表記の氏名を記載する。

② 国籍・地域

空欄とする。

③ 法第30条の45の下欄に掲げる事項

出生による経過滞在者であることについて記載する。また、出生した日から60日を経過する年月日を備考として記入することが適当である。

(問6) 外国人住民が国外で死亡した場合において、当該外国人住民が死亡した事実について、死亡の事実を証する書面を添付した申出等により、確認することができたときは、住民票を職権で消除することとして差し支えないか。

(答) お見込みのとおり。

(問7) 外国人住民が帰化したことにより、日本人住民としての住民票を作成する場合において、「住民となった年月日」、「住所を定めた年月日」、「住所を定めた旨の届出の年月日(又は職権で住民票を記載した年月日)」、「従前の住所」について、住民票にどのように記載すべきか。また、本籍地において戸籍の附票を作成する場合における「住所を定めた年月日」についてはどうか。

(答) 住民票について、帰化の届出又は法第9条第2項の規定による通知に基づき、以下のとおり記載する（住民基本台帳事務処理要領第2-2-(2)-ア-(イ)）。

① 住民となった年月日（法第7条第6号）

外国人住民としての住民票に記載された「外国人住民となった年月日」を記載する。

② 住所を定めた年月日（法第7条第7号）

外国人住民としての住民票に「住所を定めた年月日」が記載されていた場合については、当該記載されていた年月日を記載する。

③ 住所を定めた旨の届出の年月日（又は職権で住民票を記載した年月日）（法第7条第8号）

職権により日本人住民としての住民票を作成した年月日を記載する。

④ 従前の住所（法第7条第8号）

外国人住民としての住民票に「従前の住所」が記載されていた場合については、当該記載されていた住所を記載する。

また、戸籍の附票の「住所を定めた年月日」について、帰化の届出又は戸籍の附票記載事項通知（法第19条第1項）に基づき、外国人住民に係る住民票に記載された「外国人住民となった年月日」を記載する。ただし、外国人住民に係る住民票に「住所を定めた年月日」が記載されていた場合については、当該記載されていた年月日を記載する（住民基本台帳事務処理要領第3-1-(2)）。